平成２２年（フ）第１６２号
千葉県銚子市春日町2367―19　蓑輪方、住民票上の住所千葉県成田市三里塚御料１番地1485　ピアリーハイム203
債務者　直井　幸子（旧姓蓑輪）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１００号
三重県志摩市阿児町神明1141番地３　Ｃ棟９号室
債務者　平田　　彰
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
三重県志摩市阿児町鵜方1508番地１　市営権現Ｃ－２号
債務者　ＧＯＴＯ　ＳＵＰＨＯＲＮ（ゴトウスポン）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
埼玉県久喜市栗橋東１丁目２番14号
債務者　小林　淳恵
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９５号
さいたま市北区土呂町１丁目32番地９　パークサイド前波良Ⅱ―201号
債務者　杉　志のぶ
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０８号
さいたま市見沼区大字風渡野106番地　レピュート七里103号
債務者　歌川　尚人
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６３号
さいたま市見沼区大字新堤152番地　３―502
債務者　昼間　秀夫
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１１号
埼玉県戸田市大字新曽2316番地の３　シャトレー戸田202号室
債務者　白井　美香
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１６号
さいたま市中央区本町西６丁目１番21号　萩コーポ201号
債務者　小見川麻実（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２２号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３―19―202
債務者　佐藤　　勇
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８３号
埼玉県蕨市錦町２丁目１番11号　井上荘２―５号
債務者　福島　隆弘
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３５号
大分県豊後大野市三重町小坂4183番地１　パレス八千代Ⅱ201号
債務者　小野　由美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第７１８５号
大阪府池田市神田４丁目22番31号
債務者　河野　紀子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５９７号
横浜市鶴見区獅子ケ谷２丁目39番24―405号
債務者　川上由季子（旧姓大宮）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６３９号
神奈川県綾瀬市落合北７丁目５番８号　レオパレス長後第３―102
債務者　横内　　司
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４４号
愛知県刈谷市東境町昭山７番地１　フォーブル昭山101号
債務者　佐藤　勝樹
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７３９２号
東京都練馬区東大泉１丁目２―25―201
債務者　熊岡　利治
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部